



佐賀県公報

平成19年
9月19日
(水曜日)
第 12958号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止

(四九七・長寿社会課)一

- 道路の区域の変更

(四九八・道路課)一

- "

(五〇〇・ ")二

- 道路の供用開始

(五〇一・ ")二

- 道路の区域の変更

(五〇二・ ")二

- 道路の供用開始

(建築住宅課)三

○ 告 示

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(用度管財課)三

- 平成十八年度財団法人都道府県有物件災害共済事業経営状況

(建築住宅課)三

○佐賀県告示第四百九十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年九月十九日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地
誠心堂薬局	伊万里市新天町六〇一一番地三
平成一九年八月一四日	廢止年月日

○佐賀県告示第四百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年九月十九日から平成十九年十月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百九十八号
道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年九月十九日から平成十九年十月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

佐賀県知事 古川 康

大詫間光法 停車場線	県道	道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
佐賀郡川副町大字早津江津字志賀 小路三九二番一地先から 佐賀郡川副町大字早津江津字札の 辻四六〇番四地先まで	佐賀郡川副町大字早津江津字志賀 小路三九二番一地先から 佐賀郡川副町大字早津江津字札の 辻四六〇番四地先まで	佐賀郡川副町大字早津江津字志賀 小路三九二番一地先から 佐賀郡川副町大字早津江津字札の 辻四六〇番四地先まで	後	変更前 後の別
前				
一一・五	一三・七 三・三	五・八 五一・〇	幅員 メートル	延長 メートル
	五一・一			

道路の種類 及び路線名		道 路 の 区 間	後 の 変更前	区 域
一般国道 四四四号	佐賀市諸富町大字為重字上下一五 三九番地先から 佐賀市諸富町大字為重字上下分三 本松二角一五三八番五地先まで 佐賀市諸富町大字為重字上下分三 本松二角一五三八番五地先まで	後		
前	一五・二 六・五 四三一・〇	一五・三 六・五 四三一・〇	幅 メートル 員	延 メートル 長

●佐賀県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年九月十九日から平成十九年十月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名 供用開始の区間

一般国道 四四四号	佐賀市諸富町大字為重字上下一五三九番地先から 佐賀市諸富町大字為重字上下分三本松二角一五三 八番五地先まで
	平成一九・九・一九

●佐賀県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年九月十九日から平成十九年十月十八

日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

道
路
の
区
間

区
域

道
路
の
区
間

区
域

道
路
の
区
間

区
域

道
路
の
区
間

区
域

道
路
の
区
間

区
域

●佐賀県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年九月十九日から平成十九年十月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名 供用開始の区間

県道 大詫問光法 停車場線	佐賀郡川副町大字早津江津字札の辻四六〇番一地先ま で
	平成一九・九・一九

路線名 供用開始の期日

県道 大詫問光法 停車場線	佐賀郡川副町大字早津江津字札の辻四六〇番一地先ま で
	平成一九・九・一九

路線名 供用開始の期日

県道 大詫問光法 停車場線	佐賀郡川副町大字早津江津字札の辻四六〇番一地先ま で
	平成一九・九・一九

路線名 供用開始の期日

県道 大詫問光法 停車場線	佐賀郡川副町大字早津江津字札の辻四六〇番一地先ま で
	平成一九・九・一九

○ 公 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年9月19日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
13	唐津市鏡字新屋敷4190番9及 び4191番3	平成19年 9月12日	6.00~ 6.01	136.87

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財团法人都道府県会館から、平成18年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成19年9月19日

佐賀県知事 古川康

建物・自動車共済事業
分担金その他収入 1,741,747,893円
災害共済金経費その他支出 1,119,720,455円
正味財産 22,047,368,964円

申購
込読
料先

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年九月十九日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発 行 定 日
所 毎 週 月
株 古 川 総 合 印 刷 日
水 金 曜 日